

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	福祉医療費助成事業等における医療費の助成に関する 事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新温泉町は、福祉医療費助成事業等における医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

新温泉町長

公表日

令和7年7月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	福祉医療費助成事業等における医療費の助成に関する事務
②事務の概要	1. 事務の概要 福祉医療費助成事業等における医療費の助成に関する事務とは、新温泉町福祉医療費助成条例（平成17年新温泉町条例第85号）、新温泉町福祉医療費助成条例施行規則（平成17年新温泉町規則第51号）、新温泉町高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱（平成17年新温泉町告示第38号）、新温泉町こども医療費助成事業実施要綱（平成22年新温泉町告示第39号）に基づき、高齢期移行者、重度障害者、高齢重度障害者、乳幼児等、こども、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び遺児に対し、医療費の助成を行うもの。 2. 特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 (1)医療費の支給に関する事務 (2)助成対象者の申請の受理、審査に関する事務 (3)PublicMedicalHub(PMH)を活用した情報連携（オンライン資格確認）に係る事務 ・情報連携のため、新温泉町はPublicMedicalHub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、医療費受給資格情報の紐づけ及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る医療費助成の資格情報の取得／閲覧が可能になる。 ・住民が医療機関受診時に福祉医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードを資格確認端末で用いることにより、医療費受給資格情報を医療機関が取得／閲覧することが可能になる。
③システムの名称	・福祉医療システム ・番号連携サーバ ・PublicMedicalHub(PMH)

2. 特定個人情報ファイル名

福祉医療費助成事業特定個人情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 番号法第9条第2項、番号法第19条第6号 2. 新温泉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第1 7の項 3. 新温泉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第8条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康課
②所属長の役職名	健康課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	新温泉町 総務課 〒669-6792 兵庫県美方郡新温泉町浜坂2673-1 Tel:0796-82-3111
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新温泉町 健康課 〒669-6792 兵庫県美方郡新温泉町浜坂2673-1 Tel:0796-82-5620
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		
判断の根拠	福祉医療費助成に関する事務においては、対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。助成対象者の認定の際には、申請書及び記載例により案内し、必要でない者の特定個人情報を記入することのないよう配慮している。 また、特定個人情報が記載された申請書の保管、廃棄については人手を介在させる作業が発生するが、情報が流出することのないよう保管棚に保管の上、廃棄にあたっては保存年限を超えたものから、焼却処分を行うこととしている。複数人による処理としているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報が記載された紙の申請書等はファイルを作成し年度ごとに鍵のかかる保管棚へ保管している。またUSBメモリ等持ち運びができる媒体に保存することはない。なお、今後USBメモリ等を使用する場合でも、庁内で使用するUSBメモリについては、許可を得た媒体しか使用できず、またパスワードによる保護を行っている。 廃棄については、書類保存期間を経過したものから適宜廃棄処分しているが、廃棄にあたって情報が流出することのないよう、複数人で処理し、特定の施設で焼却処分を依頼している。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

[illegible]